

生命保険の精神病理

—死と金銭の交換—

岡田暁宜

保健管理センター

Psychopathology of Life Insurance: Exchange Death to Money

Akiyoshi OKADA

Center for Health Care, Aichi University of Education

Summary

Life insurance is becoming a part of life in recent days. Life insurance is a contract of providing money to the beneficiary by the contracted person's death, which showing an exchange death to money. Various psychodynamics may happen between these relationships. In this paper, the author discussed the psychoanalytical psychodynamics of life insurance through a case of an old woman and her husband who are facing problems with inappropriate contracts of life insurance. The woman adopted an insurance policy for their children while they were growing up. Her husband had a tendency of adopting the policy for himself, and nominated his wife and their children as beneficiaries. Through the psychotherapy, various means of life insurance became to be cleared as follows: When parents insure for their children and they become beneficiaries, life insurance may act as parent's defence against the separation from children and may promote mourning work of internal object loss with children's growth in patient mind. On the other hand, when parents insure for themselves and the children are the beneficiaries, life insurance may reduce parents anxiety about their children's suffering when they will no more be alive, may develop parents mourning work to the object loss that is own death, may provide valuable gifts for the children, and may be satisfied with narcissistic needs of parents themselves.

Money is a metaphor of libido. Money does not have only a realistic aspect based on reality principle, but also non-realistic and magical aspect based on pleasure principle. At a view of external reality, life insurance is a contract of substantial exchange death to money. At a view of internal reality, life insurance would transfer death to life, suggesting life insurance being an adaptive defence against various conflicts of death. In addition, it has a potential to promote the acceptance of death, which may have bridging function between life and death.

Key Words: Life Insurance, Anxiety, Object Loss, Mourning Work

キーワード: 生命保険, 不安, 対象喪失, 喪の仕事

1. はじめに

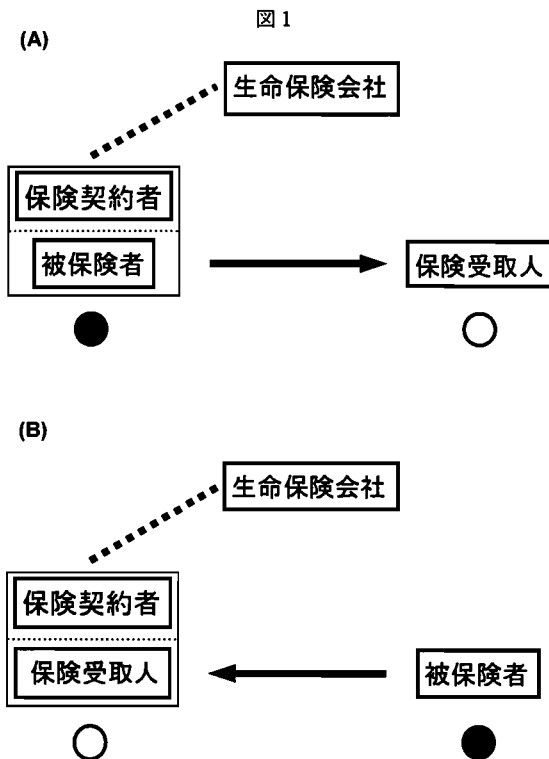
Erikson, E.H. は精神内界に生ずる葛藤を個体と家族・社会との相互性 (mutuality) として特徴づけ, さらに人は一生を通じて心理社会環境の中で様々な発達課題を克服してゆくとし, これをライフサイクル (life cycle) と名づけた¹⁾. ライフサイクルの中で家族との死

別が課題の一つとなるが, 早過ぎる家族との死別は遺族にとって, 様々な意味で危機的なライフイベント (life event) となる。家族の死をめぐる病理として, 経済的喪失体験や精神的喪失体験などの対象喪失 (object loss) の研究がある^{2),3)}。家族の死後, 遺族は正常な過程として悲哀反応を体験する。その家族と遺族の心理的依存が強い場合や, 家族の死が突然であっ

たり、遺族が青年期以前にある場合は、その喪失による衝撃は経済的にも精神的にも大きい⁴⁾。喪失体験と精神疾患との関連はこれまで度々論じられてきた⁵⁾⁶⁾。このような死をめぐる反応は、相手もしくは自分の死を自覚し始めた時から、死ぬ側及び死なれる側の双方において生ずると考えられる。

現代社会において、家族の不測の事態に備えて、生命保険に加入している人は多い。平成9年の統計において、我が国の全生命保険の世帯加入率は93.0%、世帯主加入率は89.4%、妻の加入率は75.7%、子供の加入率は59.7%であり、比較的高い加入率を示している⁷⁾。生命保険、中でも死亡保険は「被保険者の死により金銭（保険金）が受取人に対して支払われるシステム」である⁷⁾。被保険者の死によって遺族は金銭的保障を受ける。生命保険とはまさに死と金銭とを交換する契約である。生命あるものは死を避けることができない、という現実と直面する時、この死と金銭の交換には幾つかの意味が生じるであろう。これまで、生命保険をめぐる病理について考察した報告は少ない。筆者は生命保険に関連したある中年女性とその家族の症例を経験した。本旨の目的は、死と金銭の交換をめぐる精神病理を精神分析的視点から考察することである。

生命保険契約には、1. 被保険者（保険の加入者）、2. 保険契約者（保険料を支払う人：以下、契約者）、3. 保険受取人（被保険者の死亡により保険金を受け取る人：以下、受取人）が存在することを始めに述べておく⁸⁾（図1）。



II. 臨床素材

A子, 58歳, 女性, 主婦

家族歴：A子は会社経営する父親と専業主婦の母親との間に7人兄弟姉妹の中で4番目の三女として生まれた。A子の父親は一代で会社を築いた人であり、A子が56歳の時に癌で死亡している。A子の母親は夫を支えながら家事に専念する働き者であった。A子が45歳の時に脳卒中で死亡している。A子の家族およびその夫の家族ともに精神障害の家族歴はない。夫は頑固な性格で元々骨董品や貴金属の購買癖があり、集めた後には途端に興味がなくなるようであった。夫は個人事業によって成功し高い地位を得ていた。そして、その地位に見合った保険契約をするべきであると夫は考えていたようで、妻であるA子を受取人として夫自らが高額の保障額の生命保険に加入していた。それは妻への愛情であり、自分の責任でもあると夫は考えていた。

生育歴：幼少期から結婚に至るまで金銭的に不自由したことはなかった。しかし、小児期には少ない食べ物を兄弟姉妹で分け合って食べたこともあり、決して贅沢な生活をした訳ではないと言う。努力家の父親を偉大な存在として昔から現在に至るまで尊敬している。地元の短大を卒業した後、事業を営む旧家の男性である夫と見合い結婚し、後に4人の子供を儲けた。A子は旧家の名に恥じないように子供を立派に育てることが自分の運命であると考えて、ひたすらその家の為に子供を教育していた。そして4人の子供は順調に成長し、夫の事業は比較的順調であった。A子は夫が経営する会社から給与をもらっていたが、実質的な仕事はしていなかった。お中元やお歳暮は欠かしたことはなく、世話になったと思う相手には必ず贈り物を持ってお礼に行くという習慣があった。A子は夫と同様に自分たちの子供が幼い頃から子供を被保険者とした生命保険を契約していた。これは子供達への貯蓄の為であるとA子は考えていた。夫は自分の生命保険について、力のある者は高額の生命保険に入るものだ、という信念があった。その結果、彼らの収入の多くは生命保険の保険金に注がれていた。

現病歴：A子の長男が「母親の金銭感覚がおかしい」「自分たちの両親が生命保険を多額に掛けているが、その数が多く不適切であるのでどうしたらいいか」ということで、治療者の勤務するクリニックを受診した。その後、母親であるA子と面接をすることになった。数年前から、長男、長女、次女の3人の子供が立て続けに結婚して、A子の元を離れて行った。同じ頃、次男も大学に進学する為に家を離れて行った。これによりA子は夫と二人だけの生活となった。その頃よりA

子と夫は、子供を被保険者とした複数の生命保険を新たに契約をするようになったという。丁度、社会経済情勢の悪化に伴って、その頃から、それまで順調だった夫の事業の経営状態が悪化し始めた。さらに事業の運転資金などが理由で、それまでに多くの負債を抱えていることが明らかになった。個人経営である事業の負債は、夫個人の負債でもあるので、負債返済の為に日常生活を節約しても不思議ではない状況であったが、夫の購買傾向はそれまでとさほど変わらなかったという。夫が借金する際には、A子や長男を強引に保証人にしていたようであった。よって、子供である長男は、両親であるA子とその夫の金銭感覚が耐え難いものであったようで、ついに自分の親は病気であるという理解に至ったようであった。

治療経過：夫の負債などの家の経済状態と生命保険の保険料とのずれについて、治療者がA子に尋ねると、A子は「貯蓄のために保険に入るんです」と答えた。A子は現在の多額の負債を抱えている家計の現状を認識することができず、治療者は感じた。長男の話ではA子が契約していた生命保険には確かに貯蓄型の養老保険がいくつか含まれていた。しかし死亡保険の契約も多く、1ヶ月の保険料が多額となり、結果的に保険料の支払いの為に借金の返済が困難になっているとのことだった。A子は「保険は自分たちの老後の為もあるし、子供達の将来の為でもある」と語った。治療者がA子が言った“子供の将来の為”という意味について尋ねると、A子は契約している死亡保険について「保険をかけておけば安心できるから……」と答えるだけであった。治療者が“安心”の意味について尋ねると、A子は答えることができず、治療者から目を逸らして、別の話題にすり替えた。A子にとって、生命保険は何らかの意味があるようであった。しかし、その意味を意識化することは困難であると治療者は理解した。A子は自分たちが契約している生命保険の保険料や被保険者の死後の保障額などを正確に記憶していなかった。つまり貯蓄のイメージだけが先行しているようであった。生命保険契約により家計や事業が赤字になっている現状を、A子は「否認」していた。

ある面接で、治療者が（子供さんが死んだ時に、こんなにお金が必要なのですか）と尋ねると、A子は一瞬戸惑って「もし子供が死んだらとても心配だからです」と表情を変えずに答えた。さらに（お金を掛けておくとあなたは安心できるそうですね）と治療者が解釈すると、「いや、そういう訳じゃないけど……」と話を逸らした。A子はその解釈を受け入れなかった。A子は生命保険に加入すること、一時的な満足を得ていると理解した。また、A子は夫や自分の死に対する感情を表現することが出来なかった。夫や自分の死を意識化することに抵抗している考えられた。A子にとっ

て生命保険への加入は、死後の金銭的保証という現実的な意味ではなかった。治療者は、子供の死に対する感情に触れることの置き換えとして生命保険契約がなされていると理解した。

その後の面接において、子供達が離れた後にA子が生命保険を幾つか契約していることに対して、その意味を尋ねると、A子は「離れていった子供達に何かあったらいけないし、子供達の為に加入しておいてあげないといけないと思う」と答えた。A子は、家を離れていった子供達の成長を何よりの喜びであるとはっきり語った。その言葉を聞いた治療者は自分自身の中に、不思議と寂しさを感じた。クライン派の逆転移の利用技法から治療者自身の中に生じたこの気持ちは患者から投げ込まれた感情であると治療者は理解し、患者は寂しさを感じていると治療者は理解した。そしてA子に対して（子供達の成長を喜ぶ一方で寂しさも感じているんでしょう）と、治療者は解釈した。A子は暫しの後、「寂しい気持ちはあるが、子供の成長は嬉しいものに決まっている」と答えた。A子は子供との分離に対する寂しさを少し受け入れたように、治療者は感じた。さらに別の面接で、治療者は（生命保険を契約することは子供の為だけれども、あなたにとっても、お子さん達をつなぎ止めておくことになるでしょう）とA子に解釈を伝えた。A子は暫く考えて、「確かにそうかもしれませんが……」と解釈を受け入れた。

その後、A子と一緒に夫が受診することがあった。夫は「自分の借金は自分の生命保険で返済するつもりなので、先生には関わって欲しくない」と治療者に対して不満を言い、また、「自分は誰にも迷惑をかけるつもりはない」と息子（長男）に対する不満を語った。治療者は夫の主張を十分に聴いた後、（生命保険に入っていることがあなたのご家族への愛情なのでしょう）と治療者の理解を伝えた。その面接で、夫は、次のように比喻を語った。「燕の親は雛の為にせっせと餌を運んで雛の口に入れてあげる。でも雛が大きくなると、育ててもらったことも忘れて、ある日巣立ってしまう。儂いものです。結局、親というのはそういうものですよ、先生。」と語った。A子と夫には喪失をめぐる問題があると、治療者は理解した。

その後の面接にて、治療者はA子の長男に（生命保険は御両親にとって、離れていった子供達への愛情の現れであり、子供達を心の中で繋ぎとめておく意味があるのだと思います。）と理解を伝えた。A子の長男はこれを理解できたようであった。

その数ヶ月後、A子と夫は、生命保険を幾つか解約したという報告を長男から受けた。A子の長男夫婦や娘夫婦が中心となって、頻りに自宅を訪れて、父親の負債、生命保険、両親の老後についてなど話し合ったようであった。それは単なる説得ではなくて、子供達が親に対して感じている気持を伝えたということであ

あった。その結果、A子と夫と子供達との間に、現実的交流だけでなく心理的交流が生じたようであった。A子は「今まで私たちは何も考えていなかった。保険販売員の人達に勧められるままに生命保険に加入していたと思う」と語った。現在ではA子にとって生命保険を契約し続ける必要は減ったようで、沢山の生命保険を解約したとのことだった。最後に、治療者は（遠く離れていった子供達よりも、真剣に接してくれる保険販売員の方がむしろA子や夫にとって信じられる存在だったのでしょ）という治療者の理解を長男に伝えた。本症例は主に家族への働きかけによって治療を最終を迎えることができた。

III. 考 察

現在、生命保険は一般化したシステムであるがその歴史は古い⁹⁾。近代の生命保険の歴史は17世紀のイギリスにその起源をみることができる。1698年に Mercer's Company が最古の保険連合として記録されて、1762年に近代保険制度をもつ Equitable Society が誕生した。その後、この制度はアメリカに渡り社会の要望に沿った保険が展開している。我が国においては、1867年（慶応3年）に福沢諭吉が初めて英米の保険制度を紹介した。1881年（明治14年）に近代保険制度をもつ生命保険会社が誕生した。このように生命保険の歴史は、精神分析の歴史と同じく1世紀以上前にまで遡ることができる。

(1) 生命保険の種類について

本論文は、生命保険の種類について論じることが主な目的ではないので、本論文の内容に必要と考えられる生命保険の概略を述べる。生命保険は大きくA. 死亡保険、B. 生存保険、C. 生死混合保険の3つに分類される(図2)。さらに死亡保険には、A1. 定期保険とA2. 終身保険がある。定期保険とはいわゆる掛け捨て型の保険であり、一般に一定期間における死亡に対してのみ金銭が支払われるものである。これに対して、終身保険とは死に対する金銭の支払いに期間を決めないものである。つまり生涯に渡る死後の金銭的保障を意味する。同じ保障額であれば期限付きである分、終身保険よりも定期保険の方が保険料は安くなる。多くの死亡保険はこの終身保険と定期保険の2つの組み合わせによって構成されている。生命保険という言葉

図2

- A. 死亡保険：
 - A1. 定期保険
 - A2. 終身保険
- B. 生存保険
- C. 生死混合保険

業は、死亡保険を示すことが多く、以下に用いる生命保険は死亡保険の意味で用いる。

定期保険は被保険者が老年期以前の労働年齢にあり、収入が増加の途上にあり、扶養家族に若年者がいる場合に、比較的安い保険料で大きな保障を受けることができるのが特徴である。これは受取人の生活が被保険者に大きく依存している場合であり、受取人が配偶者や子供であることが多い。これは万が一の状況に備えるものである。この保険によって、被保険者および受取人は、被保険者の突然の死による労働損失に対しての保障を得ることになり、双方が被保険者の死後の生活に対するある種の安堵感をもつことができる。このように死による損失を金銭で補うことは現実的な援助であり、それによって死に対する不安を軽減するのであろう。

これに対して、終身保険は被保険者の死後の金銭の支払いに期限はない。通常、同じ保険料であれば、定期型よりも保障額は少ない。これは定期型と同様に、「死」と金銭とを交換するのであるが、些か意味が異なる。被保険者は、老年期を迎えた後の死亡を想定している。被保険者が老年期において確実に訪れる自らの死に対して受取人にお金を渡すという意味がある。これにより受取人である遺族に自分の最後の儀式である葬儀を頼むという意味もあるだろう。また、生存期間が長くなった時には解約して老後の生活資金とすることも可能である。

生存保険とは死亡保険とは異なり、生きていることに対して金銭が支払われるものである。この保険の加入によって、生きる動機を高めるだろう。また、将来、高齢になり職を失うような生活力の低下した状況で生きてゆくことに対する危機（生存の危機）の保障でもある。

生死混合保険とは死亡保険と生存保険の両方の要素を併せ持つもので、その代表は養老保険というものである。これは一般に貯蓄型と考えられている。被保険者の死亡に対して保険金が支払われるものであるが、契約者にとって貯蓄の意味が強いため、死後の保障というよりも、老後のための貯蓄という意味がある。

(2) 生命保険の契約をめぐる

保険契約においては、必ず「死ぬ側」と「死なれる側」が存在する。また、「保険契約者」と「被保険者」が同一である場合と異なる場合が考えられる。それぞれにおいて心理的意味は異なる。保険契約者は、通常は収入のある者である。最近では母親に収入のあることは珍らしくないが、本論文では、契約者を世帯主として男性（父親または夫）の立場を代表して記述する。代表的な生命保険の契約パターンを図1に示す。一般に①親（夫）が契約者と被保険者になり子供（妻）が受取人になる場合がある(図1A)。この場合は、親(夫)

の死後に子供（妻）に金銭が支払われることになる。次に、②親（夫）が契約者と受取人になり、子供（妻）が被保険者となる場合がある。この場合は子供（妻）の死により親（夫）が金銭を受け取ることになる（図1B）。以下、図に示す関係図式に沿って、保険契約者の心理について述べる。

1) 家族を受取人として、自らが被保険者になる契約（図1A）：主にA子の夫の病理から

① 死後の不安

生命保険文化センターの全国実態調査によると、71.1%の世帯で世帯主に万一のことがあった場合の経済的備えに対して不安を抱いており、73.1%の世帯で世帯主が入院した場合の経済的備えに対して不安を抱いている。また、75.7%の世帯で老後生活のための経済的備えに対して不安を抱いている⁹⁾。このように世帯主の突然の不在に対して、多くの家族が不安を抱いており、特に経済的問題に対して不安を抱いていることが特徴的である。

世帯主の死に対する家族の不安は、世帯主自身にとっても重要な問題である。よって世帯主は自らの死に対して生命保険を契約することになる。生命保険の契約の動機となる不安には現実的不安から内的不安まで存在するだろう。

この場合の保険契約は、世帯主の死によって金銭が遺族へ支払われるものである。世帯主の死後、保険金が遺族に支払われることは、遺族への金銭的支援となる。この金銭的支援の確約は、自分の死後、遺族が直面する経済的な現実に対する世帯主の不安（現実的不安）を軽減させるかも知れない。この不安は、家族の生活や養育に対する世帯主の責任感に基づくものであると思われる。この意味において生命保険契約は、いざという時の備えであり、これは現実原則に基づいていると思われる。

一方、今まで親（夫）として家族を支えているが、自分の死後は家族を現実的に支えることができないという「自分の死後の現実」に対する不安は、内的不安でもある。家族がライフサイクルの中で経済的にも精神的にも養育・支援が必要な時期にある場合（多くの世帯主は30～50歳代）には、世帯主である自分の突然の死によって、残された自分の家族が不幸な運命を辿るのではないかという不安が生じる。これは愛する対象が自らの死によって、不幸になるという予想、つまり「予期された罪悪感」となる。対象関係論の視点で捉えると、これは抑うつ態勢 (depressive position) にあると考えられる。生命保険の契約時には、保険契約者は、抑うつ態勢にあると考えられる。本症例において、夫にとって生命保険契約は何にも増して必要不可欠なものとなっていた。その後、夫は子供に対して、多額の借金の返済の義務を負わせているという現実

直面することができた。これにより罪悪感を引き起こしていたと思われる。もし保険契約者が妄想-分裂態勢 (paranoid-schizoid position) にある場合は、償いの念は起こらず、生命保険契約が行われないと考えられる。もし契約するとすれば、現実的に必要な保険保障額を逸脱した高額保障の契約がなされることがあるように考えられる。その場合には、残されるであろう家族に自分を投影し、自らを投影した家族の為に多額の保険料を支払っていることがあるのかも知れない。

以上のように、世帯主にとって生命保険は、家族に対する様々な不安の防衛の手段に用いられる。この不安は現実的側面を含み、健康な不安でもある。さらに現代の社会経済システムに基づいているので適応的な防衛、中でも昇華 (sublimation) として捉えることができるだろう。

② 死の受容と対象喪失

生命保険には、死によって自分を失うこと（自分という対象喪失）に対する生前の喪の仕事 (mourning work) の意味があると思われる。将来必ず訪れる自分の死を受容してゆく過程は、死を意識し始めた時から始まる。予期する喪 (anticipatory mourning) は喪失の与える影響を緩衝すると考えられる¹⁰⁾。生命保険の契約をすることは、近親者との関係の中で自らの死に直面化することになる。これにより、自らの死という喪の仕事を遂行することにつながると考えられる。

世帯主の生命保険の加入率が90%にも及ぶのは、自分の死に対する喪の仕事に生命保険が必要であることを反映しているのかもしれない。このように生命保険の健康な契約は、生前における自らの死の受容のプロセスであり、死の受容への橋渡しの意味がある。

一方、生命保険に加入し金銭の保障が約束されることで、契約者はある種の安心感を得ることができよう。この安心感により、恰も自分がいつ死んでもいいような気持ちにさえなる。しかしこの安心感は錯覚である。つまり擬似安心であり、真の安心ではないのである。自らの死そして家族の死を金銭に置き換えることによる一時的満足でしかなく、決して死を受容した訳ではない。この意味において、生命保険契約は、生命と金銭の置き換えという防衛としての側面をもつだろう。本症例において、事実、夫は自らに対して生命保険を契約し、恰もいつ死んでもいいような気持ちになっていた。そして自分の死に対する情緒のみでなく、自分の死後の家族への情緒も否認されていた。これは生命保険契約が防衛、中でも置き換えの対象となっていたものと考えられる。これにより家族との関わりの中での自らの死に対する喪の仕事が妨げていたと考えられる。

以上のように、生命保険契約は、死の受容への橋渡しにもなれば、死の否認に用いられる可能性がある。

③ 死後の生活から生前の生活へ

生命保険契約により、自らの死後の不安を軽減し、自分の死を受容すること、さらには贈り物として捉えて自らの死を主体的に意義のあるものにするにより、自らの「死」を「生」へ変換することになる。また、自分が生きている間に家族に安心感を与えることができれば、より安定した生活を営むことができるであろう。生命保険の意義は、かつてのように死に対して金銭が支払われる、という物質的な意味だけではなく、Full Wallet and Empty Grave(一杯の財布と空っぽの墓)と形容されるように、「生」への積極的な行為と言える⁹⁾。

④ 贈り物としての生命保険

独立してゆく子供は親にとって、親の若さや永遠性を受け継ぐ対象であるといわれる¹¹⁾。そして親には自分の意思を継ぐ子供への様々な期待がある。また親として十分に至らなかった思い、自分の葬儀と埋葬を頼む家族への感謝、生きている時の様々な感謝や愛着を抱えていることが多い。生命保険は自らの死により、家族に金銭が支払われる。これは家族への最後の贈り物として捉えることができる。また現実的にも遺産相続や相続税対策として考えている親も多いようである。本症例における夫は、一部に贈り物として保険を契約していたのかも知れない。特に終身保険に関してはこの贈り物としての意味があると思われる。

⑤ 自己愛と生命保険

契約者は自らが被保険者となり保障額を決めて生命保険契約をする。生命保険の保障額は、突然の自分の不在により、家族が必要とする金銭的保障の値段である。これは自分の存在の値段でもあるので、自分自身の価値の評価である。本症例において、夫は自らの事業が順調だった頃から、自分に相応しいと思う保障額の生命保険を契約していた。生命保険会社が被保険者の保障額を決めるのに社会的地位や経済力を目安にすることは希ではないようである。自分が被保険者になる生命保険は、本来、家族の為に契約するものである。しかしもう一方で、生命保険には自分の値段という自己愛的な側面があると考えられる。

2) 自分を受取人として、家族が被保険者になる契約 (図1B) : 主にA子の病理から

① 分離不安

この契約は、子供の為に貯蓄するという現実的な意味が強い。しかし契約としては基本的には子供や配偶者である妻の死に対する保障であり、親や世帯主が受取人となる契約である。本症例において、A子は子供が成長して家を離れた頃から、子供を被保険者として

生命保険を契約する傾向があった。面接の中で、A子は保険契約時に想定された子供の死に対しての情緒に全く触れることが出来なかった。さらにA子は生命保険を契約しながら子供との分離を否認していた。同様に、A子は家から離れていった子供に対する感情を隔離(isolation)し、子供との分離を否認していた。

A子における生命保険契約の意味は、子供の死に対する能動的な作業により、子供に対するリビドー(libido)の投資を生命保険への投資に置き換えて一時的満足を得ていた。これによってA子は子供との分離不安を防衛していたと考えられる。さらに本来、親自身を子供へ投影することで、子供から得たいと願う愛情を、保険契約を通して子供へ愛情を傾けているのかも知れない。以上のように、親にとって、子供を被保険者にした生命保険契約は、子供との分離不安に対する防衛に用いられる可能性がある。

② 対象喪失

面接の中で、A子は離れていった子供に対する寂しさを徐々に言語化できるようになった。A子にとって、かつての子供との関係を失ったという内的対象喪失を補充するように、子供に対して生命保険を契約していたと考えられる。これは初老期における対象喪失に対する一つの防衛と考えることができる。老年期にある親にとって、子供の多くは成長した存在であるので、親の孤独を紛らわせるほどエネルギーを注ぐ対象ではなくなってきている¹²⁾。小此木は対象喪失に対する心的防衛として、悲哀の抑圧、対象の置き換え、対象喪失の否認などを列挙している²⁾。A子にとって生命保険契約は、内的対象喪失を補うもので、子供への愛情を保険金へ置き換えているものであった。生命保険の契約は、子供と心的結合を保つ能動的な行為である。そしてA子にとって、保険料の額は、子供への愛情の大きさの象徴となっていた。

③ 金銭の魔術

我々は日常的に金銭によって物を買う。これは金銭と物との交換であり、この行為により我々は生活を営んでいる。これは現実原則に基づくものであり、金銭の現実的側面であると言える。さらに職に就くものであれば昇給は自己に対する評価にもつながり、また生きる動機にもなる。金銭を受け取ることは快楽である。この意味において、金銭はリビドーのメタフォアである。

一方、金銭には不可能を可能にする魔術的側面がある。北山は、現実逃避として金銭は現実的なものである一方、人の心を非現実的なものにしてしまうと述べている¹³⁾。このように金銭は人に非現実的な万能感を抱かせる側面がある。これは快楽原則に基づくものと考えられる。例えば、交通事故などで示談金を受け取っ

て怒りを軽減させたり、裁判で損害賠償として金銭を請求したりすることは決して珍しいことではない。

本症例において、A子は子供への生命保険の保障額を当初は正確には記憶していなかった。ただ、生命保険に入っているという漠然とした感覚だけが主であった。A子にとっての生命保険は、死をめぐる何かを救済してくれるものでしかなかったと言える。この意味においてA子にとっての生命保険は魔術的な要素が大きいと思われる。

(3) 家族の死により金銭を受け取ること

① 金銭の葛藤

保険金を受け取る側の病理について考察する。残された家族にとって保険金を受け取ることはどのような意味があるのだろうか。家族の死によって、金銭を受け取るとことは、金銭を受け取る側の情緒を複雑なものにする。通常、遺族は家族の死という外的対象喪失により、内的対象喪失の念を抱く。遺族は死者に対し弔いの念をもって喪に服そうとする。自らを悲しみの中に身を投じ、自らの感情を殺すことで「死」を取り入れる。これは「死者との同一化」と考えられる。これにより死者と繋がりをもつことができるのである。

しかし、家族の死後、その死によって金銭を受け取るとことは「快」の体験を得ることになる。「生」の象徴である金銭を受け取るとことは、遺族のリビドーを満足させることになる。残された家族は、リビドーの満足と同時に死者との同一化を体験するのである。よって喪中にある人は、死者との同一化の為にリビドーを抑圧する必要がある。しばしば、愛する対象の死によって自分が「快」を得ることに遺族の心の中に罪悪感が生じるかも知れない。日本では家族の死後に保険金を請求する際、他人の目を気にする傾向があるようである。多くの遺族は「お金を受け取る自分」を他人に見られたくないという気持ちを抱くようである。これは金銭を受け取ることに対する防衛の現れであると思われる。家族が死んだ時に保険金を請求することは不謹慎だと感じている。

一方、金銭には汚いという嫌悪感が伴う¹³⁾。Freud, Sは金銭を糞便の象徴と考えた。遺族の前で家族の死は神聖なものであり、死者の前では、汚い金銭は排除されるべきものなのかもしれない。その意味においても、金銭を受け取るとことは葛藤になる。「金銭は神であると同時に娼婦でもある」と言われるように、金銭をめぐる、崇拜したり排除する病理が存在する¹⁴⁾。以上のように残された家族にとって、保険金を受け取るとことは様々な葛藤を引き起こすであろう。

② 「死」から「生」へ

家族の死という対象喪失の中で、残された家族は喪の仕事をしてゆかなければならない。家族の死は金銭

によって真に置き換えられるものではない。既に述べたように金銭は「生」のメタフォアであり、生命保険は死を金銭によって置き換える行為である。もし遺族が保険金を死者からの贈り物として捉えることができれば、家族の死を「生」あるものに変えることになるだろう。死者との関係を保つことになるからである。保険金を受け取ることは、残された家族において、対象喪失に対する喪の仕事を進める可能性がある。さらに金銭を受け取ることにより死者に対する感謝と許し(forgiveness)を与えることに繋がるかも知れない。以上のように、遺族にとって保険金を受け取るとことは、「死」を「生」に橋渡しする機能があるように思われる。

(4) 死と金銭との交換

生命保険は外的現実としては、生命保険会社と契約者との間の契約である。しかし内的現実としては、契約者による被保険者の死と金銭との交換を意味する。この交換は、保険契約者、被保険者と保険金受取人によってそれぞれの現実とは異なるが、生命と金銭の交換であることには変わりはない。これは死をめぐる様々な葛藤の置き換えであると結論づけることができる。妙木は、金銭について次のように述べている¹⁴⁾。金銭は交流の一部であることに意味がある。金銭的清算は悲哀を清算することにはならない。さらに語り合われる交流の中でお金が取り扱われるなら恩恵、感謝と償いの機会となる。物の交換は心の交流を円滑にする。よって、生命保険は死をめぐる心の交流を促すことになるのである。しかし、近年、多くの保険金殺人事件が報道されている。このような場合には、死と金銭の倒錯的交換と捉えることができるだろう。

(5) 生命保険をめぐる文化の差

生命保険の契約において、日本社会と欧米社会との間に差があるようである。日本では契約の際に保険受取人が同伴していないことが多く、保険の契約後に契約者が保険の書類を所持していることが多い。その為に受取人である遺族が自分が保険受取人であることを知らずに、家族の死後、生命保険会社へ保険金を請求しないことも希ではないようである。これは日本の生命保険契約が遺族の為であるというよりもむしろ被保険者の内的不安の解決の為になされていることを示唆しているだろう。

これに対して、欧米の生命保険は契約時から受取人へ十分に説明されて、保険の書類は保険金を請求する受取人が所持していることが通常である。これは欧米では生命保険が契約者主体でなく、受取人主体で契約されていることを示唆している。

この理由として、日本人における「甘え」の病理が関係すると考えられる¹⁵⁾。生命保険を契約することで、

自分の死後に誰かが何とかしてくれるだろうと期待する心理である。日本では昔から村八分というように、集団から排除された者でも、葬式と火事だけは村人が世話をする習慣がある。日本人の死は、「甘え」の中で終焉を迎えるのかもしれない。

生命保険の対象は、契約者・被保険者と受取人、死者と遺族、死と生、現実と非現実などのどちらかに偏ったものではないだろう。生命保険を契約することにより、我々はそれらの境界を緩やかに移行することができるのである。これは丁度、精神療法における現実的治療契約が治療空間の広がりや治療の展開において重要であることと相似であるように思う。

(6) 生命保険と精神療法

精神療法では、料金をめぐる問題において、金銭についての議論がなされる。料金をめぐる患者とのかかわりにより、患者の内的世界を探索することが可能になるからである。金銭は外的現実としての意味のみならず、内的現実としての意味を有している。既に述べたように、生命保険契約においても外的現実のみでなく内的現実としての意義がある。近年、医学の進歩により延命やQOL (Quality of life) についての議論が盛んになってきているが、決して変わらない事実とは死である。つまり死は普遍的な現実なのである。「死」をめぐる精神的不安に対して、生命保険は主に現実面から人の心を豊かにし、精神療法は主に精神内界から人の心を豊かにする。これら双方を理解することは「死」をめぐる臨床においてより深い理解をもたらすものと考えられる。

IV. まとめ

本論文において、私はある初老期女性とその家族とのかかわりを通して、生命保険契約をめぐる精神病理を精神分析的視点から検討した。

生命保険は、被保険者の死と金銭を交換する契約である。その種類によって定期保険では生前の安心感を求める傾向があり、終身保険は死後の安心感を求める傾向があるだろう。契約者の心理的状況の違いにより、契約する生命保険の種類が異なるが、いずれにしても、生命保険契約は死をめぐる不安に対する防衛的行為である。外的現実としての生命保険は、死と金銭との交換の取り引きであり、心的現実としての生命保険は、

「死」を「生」に置き換えることを可能にする適応的防衛である。さらに、生命保険には、「死」の受容の過程としてのポテンシャル (potential) を有する考えられ、生命保険には、「生」と「死」との間の橋渡しとなるかもしれない。

症例の匿名性に対し配慮して、論旨に影響を与えない範囲で細部を変更・省略して記載したことを付け加えておく。

謝辞

稿を終えるにあたり、貴重なご助言を頂戴しました中医協株式会社の村瀬伸一氏に深く感謝致します。

引用文献

- 1) Erikson, E.H. (1959) Identity and the Life Cycle. International Universities Press, Inc., New York. (小此木啓吾訳 (1973) 自我同一性—アイデンティティとライフ・サイクル—, 誠信書房)
- 2) 小此木啓吾 (1979) 対象喪失 (中公新書), 中央公論新社.
- 3) Freud, S. (1917) Trauer und Melancholie. (井村恒郎訳 (1983) 悲哀とメランコリー (フロイト著作集6. 人文書院)
- 4) 西村良二 (2000) 健常者においてライフイベントがメンタルヘルスに及ぼす影響. 精神科治療学, 15: 719-723
- 5) 荒井稔 (1988) 精神分裂病と喪失体験—親の喪失と喪—. 臨床精神病理, 9: 149-161
- 6) 高橋隆夫, 高岡健 (1990) 「葬儀」と非定型精神病の再発. 臨床精神病理, 11: 55-63
- 7) 財団法人生命保険文化センター: 生命保険に関する全国実態調査 (第12回・1997年11月) (時系列調査)
- 8) 安井信夫 (2000) これからの生命保険—安心して契約するために— (中公新書), 中央公論新社.
- 9) 濱口知昭 (1998) 生命保険におけるパラダイムの変化. 日本保険医学会誌, 96: 23-31.
- 10) Liedemann, E. (1944) Symptomatology and management of acute grief. Am. J. Psychiatry. 1010; 141-148.
- 11) Levinson, D.J. (1979) Seasons of a Man's Life. Reissue Ed. Ballantine Books. (南博訳 (1992) : ライフサイクルの心理学 (上・下), 講談社)
- 12) 河合千恵子 (1997) : 老年期の悲嘆反応の精神療法. 精神療法, 23: 36-41.
- 13) 北山 修 (1992) 精神分析から見た治療経済学. 精神療法, 18: 108-116.
- 14) 妙木浩之 (2000) こころと経済. 産業図書.
- 15) 土居健郎 (2000) 土居健郎選集2. 岩波書店.

(平成14年9月11日受理)